

固定資産税及び都市計画税の減免措置等の継続を求める意見書

わが国の景気が、アメリカにおける金融不安の高まりや株式・為替市場の変動などから、さらに下振れするリスクをかかえる中で、依然として、都心の地価は上昇の傾向にあります。

特に、千代田区における地価は、全国一高い水準にあり、固定資産税の過重な税負担が、区民の定住や、事業継続の大きな障害となっています。

また、停滞する景気の中で、千代田区内の事業者の中で、大多数を占める中小企業や小規模事業者は、益々厳しい状況を強いられています。

このような状況にあって、高い地価に基づく固定資産税は、過重な税負担となっており、安心して生活し、仕事を続け、子供たちの幸福な未来を願う区民の負担軽減を求める声には切実なものがあります。

このような中、東京都においては、昭和63年度以降、独自に、小規模住宅用地に係る都市計画税の二分の一軽減措置を、平成14年度からは小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の2割減免措置を、また平成17年度より負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置をされており

千代田区議会は、長年にわたり、区民、町会、区内業者の皆さんと一体となって、固定資産税の大幅減税に取り組んでまいりましたが、これら生活者の視点にたった施策が、都民並びに中小企業に与える経済的、心理的影響は計り知れないものがあると考えます。

よって、千代田区議会は、東京都に対し、都心区における生活者の実態を踏まえ、納税者が納得できる税額となるよう、国に対し固定資産税の大幅減税措置を強く働きかけるよう求めるとともに、来年度以降も「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」2割減免、「小規模住宅用地に係る都市計画税」軽減、及び「負担水準65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税」軽減措置を継続されますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条に基づく、意見書を提出します。

平成20年10月15日

千代田区議会議長
高山はじめ

東京都知事あて